

## 令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

新型コロナウイルス感染症による発生から3年が経ち、ワクチン接種や治療薬の開発が進み、ひと頃比べると徐々にではありますが日常生活に明るい兆しが見えるものの、新たな変異株が次々に発生し、経済活動はまだ不安定な状況にあります。そうした中において新しい生活様式を実践しながら会員の増強、就業機会の確保、適正就業の推進、普及啓発の強化を柱として事業を展開し、加えてインボイスをはじめとする新たな制度の調査研究や健全財政に向けた効率的な運営を目指してまいります。

また、厚生労働省は、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの特色や実情を踏まえた積極的な取り組みを強化するとしています。一方、新型コロナウイルス感染症拡大による、日常生活にまで制限が求められるなど、いまだかつて経験したことのない状況に陥り、事業運営にも多大な影響を受けてまいりました。

しかし、このような中であっても、当センターは、感染拡大防止に注意を払いながら、高齢者の多様なニーズに応じた雇用・職業機会に努め、請負・委任による就業機会の拡大や労働者派遣事業の積極的な推進とともに高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により、活力ある地域づくりに寄与してまいります。

さらに安全就業については、物損事故は数件発生したが人身事故は安全就業・適正就業委員会の委員の目配りや安全就業・施工管理担当職員の巡回パトロールの成果により発生を抑制することができました。当センターに登録されている65歳以上の会員は全体の約95%を占めており、会員一人ひとりが交通安全に関する意識を高めていく必要があります。安全・適正就業委員会では就業中及び就業途上における「事故ゼロ」を引き続き目指し、感染症予防対策の緩和方針が示されその方針に沿いながら就業に行い。また、安全意識の向上をも図ってまいります。

以上のことを基本理念としながら、本年度も地域の皆様に親しまれ地域に貢献するセンターを目指して、次の施策を推進してまいります。

### 1 基本事業

- (1) 会員の拡充と資質の向上
- (2) 就業機会の確保・拡充
- (3) 仕事の分かち合いと就業率の向上
- (4) 安全就業と適正就業の推進
- (5) センター事業の普及啓発と会員の増強
- (6) 労働者派遣事業の取組強化
- (7) 安定した財政運営と運営基盤強化
- (8) 消費税のインボイス制度への対応

### 2 実施計画

- (1) 会員の拡充と資質の向上
  - ①町広報紙によるPRの他、会員の口コミにより新規会員の勧誘を展開し会員の拡充を図ります。
  - ②行政機関をはじめとする情報を共有し、会員拡大に努めます。
  - ③派遣会員に対して教育訓練等を実施し、更なる能力や知識の向上に努めます。
  - ④退会抑制に向けて、就業のマッチング等の掘り起こしに努めます。
- (2) 就業機会の確保・拡充
  - ①行政機関や各種団体等から幅広く情報を収集し、受注機会の開拓に努めます。

②新総合事業（介護予防日常生活支援総合事業）において、センターで対応可能な掃除などの生活支援分野で町と連携し、事業の拡大に取り組みます。

(3) 仕事の分かち合いと就業率の向上

①未就業会員の状況を改善するため、幅広い就業場所の開拓及び拡大に努めるとともに、シフト就業の推進やワークシェアリングに取り組みます。

②会員の年間就業率（請負・派遣）80%以上を目指します。

(4) 安全就業と適正就業の推進

①安全・適正就業委員会を開催し、会員の安全管理における具体的な対策及び発生事故の分析並びに再発防止策を講じます。事故発生率の高い植木の剪定や草刈りなどの屋外作業を中心に、安全就業パトロールを実施し、事故「ゼロ」を目指します。

②公益法人として健全な透明性の高い運営と法令・定款の遵守に努めます。

(5) センター事業の普及啓発と会員の増強

①町民に対して事業の周知を図るため当センターのホームページの活用や、PR文を掲載した窓口用封筒の提供を行います。

②町内行政区を活用し、会員募集やセンターのPRを行います。

③女性会員の拡充を図るため女性会員の入会に向けた効果的なPR活動の推進に努めます。

(6) 労働者派遣事業の取組強化

従来の請負形式になじまない高齢者の多様な就業形態に対応するとともに、適正就業の実現を目的とした労働者派遣事業に取り組みます。

(7) 安定した財政運営と運営基盤強化

①自主・自立的な業務運営を図るため事務費率の見直しや指定管理者制度の活用や、派遣事業の積極的な拡大などにより安定した財政運営に努めます。

②公益法人経営の基本である「収支相償」を遵守し、健全な法人運営に努めます。また、センター事業の効率化を積極的に進めるとともに、会員や発注者へのサービスの向上に努め運営基盤の強化を図ります。

(8) 消費税のインボイス制度への対応

令和5年10月から実施される消費税のインボイス制度への対応として、会員への周知や県シルバー人材センター連合及び県内のシルバー人材センターと連携して調査研究を進め適正な対応を図ります。